

兵庫県特殊詐欺対策普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

兵庫県特殊詐欺対策普及啓発業務委託

2 業務目的

県内における特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加しており、兵庫県では対策本部を立ち上げ、全県的に被害防止に取り組むこととしている。

特殊詐欺の被害者の約8割が高齢者であり、約6割が犯人から固定電話に電話がかかってきていることから、市町と連携して自動録音電話機の購入支援を行う取組を開始している。

被害防止に向けては、高齢者自身が特殊詐欺の現状、手口等を知るなど危機感を醸成し、自動録音機能付き電話機の必要性を認識できるよう、街頭でのPRキャンペーンや講習会など対面の場を活用し、高齢者へ直接働きかけていく。

併せて、高齢者及び高齢者を家族にもつ幅広い世代に対して発信力があるテレビ、ラジオ、新聞、SNS等の広報媒体を活用し、特殊詐欺対策の重要性を訴えることで若い世代から高齢者へ防犯対策を促すなど、社会全体で特殊詐欺被害を防止する気運を醸成させる。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和6年3月31日

※繰越予算の議決後に、委託期間を令和7年3月31日までに変更予定

4 事業費

180,000,000円内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) テレビ、ラジオ、新聞広告、SNS等による発信

以下のア～ウを基本とし、対象とする媒体、内容、回数など、ターゲット層に対して最も効果的な発信ができる方法及び内容を提案し、委託者と協議して実施すること。

なお、他に効果的な発信方法等がある場合は、その媒体や効果等、具体的な内容及び戦略について提案し、委託者と協議して実施すること。

ア テレビ、SNS等による配信

ターゲット層を意識し、以下のとおり制作・配信すること。

① 内容

(ア) 以下の内容を盛り込むこと。

取材・撮影のコンテンツは、委託者と協議して決定すること。

a 特殊詐欺の認知件数及び被害額等の現状（委託者よりデータ提供）

b 特殊詐欺の手口（委託者よりデータ提供）

c 対処法としての自動録音機能付き電話機の機能と効果（県事業のPR含む）

(イ) 高齢者に訴えかけるとともに、若年層への注意喚起にもつながるよう配慮すること

② 撮影・編集における留意点

- (ア) 基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。
- (イ) 必要なソフトウェア等については、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- (ウ) 撮影にあたっては、効率的に実施できるよう工夫し、撮影に必要な調整及び撮影許可等の手続は受託者で行うこと。
- (エ) 編集にあたっては、委託者と協議し、編集作業を行うこと。
- (オ) 他者が所有する既存の映像を利用する場合や、新たに撮影する場合の交渉・調整等は受託者が行うものとし、取材先への謝金や出演者の起用に係る費用など、取材に必要な経費は本事業に含むこと。撮影の移動等で乗用車を使用する場合、受託者が手配すること。
- (カ) 出演者の起用やBGM等の音楽素材などについては、肖像権や著作権の問題が生じないようにすること。各種権利の許諾が必要な場合は受託者で手続を行うこと。
- (キ) 制作した番組やCMは、本県による発信も想定しており、利用媒体によって再編集を行うなど、県が行う普及啓発に協力すること。

③ 成果物

- (ア) フルハイビジョン以上で撮影したものとする。
- (イ) 縦横比は16：9とし、解像度は1920×1080以上とすること。パソコンで再生した場合に、映像の縦横の比率が正しく表示されるよう留意すること。
- (ウ) データ納品については、H. 264/MPEG-4 AVCのコーデックを用いること。
- (エ) 納品は以下の形態によること。
 - a テレビ放映においては、各社・施設での放映基準に合致するよう変換したものを提供すること。
 - b 県への提出にあたっては、以下の2形態とすること。
 - DVD納品3セット (DVD-VIDEO形式)
 - データの納品 (③で作成した変換後のデータ含む)

④ 配信

下記の媒体により、内容以上の配信を行うこと。

媒体	内容
テレビ	
番組	① 県内全域で視聴できる在阪準キー局及びローカル局のうち、2局以上で配信すること。 ② ターゲットを意識した内容とし、配信頻度、放送日及び時間帯等は、委託者と協議して決定すること。
CM	① 県内全域で視聴できる在阪準キー局及びローカル局のうち、2局以上で配信すること。
SNS	① 県所有の情報発信ツール（ひょうごチャンネル、兵庫県公式Instagram等）及び受託者が有する情報発信ツールを活用すること。 ② ①以外の情報発信ツールの活用が可能な場合は、提案すること。 ③ 各ツールで支障なく配信できるよう、番組を再編集のうえ、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定に合わせること。 ④ 掲載期間は、委託者と協議して決定すること。

デジタルサイネージ	<p>① 詐欺被害の情勢を踏まえ、ターゲット層を考慮の上、最も訴求効果が見込まれる県内の1箇所以上で発信すること。</p> <p>② 各デジタルサイネージにおいて支障なく発信できるよう、ファイルのサイズや形式を各媒体の指定に合わせることを。</p> <p>③ 具体的な掲載場所・期間は、委託者と協議して決定すること。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ ラジオによる配信

番組やCMなど、高齢者に伝えるうえで効果的と思われる方法により配信すること。

① 内容及び編集における留意点

ステレオ放送とし、内容及び編集における留意点はア①及び②に準じること。

② 成果物

完全パッケージメディアにより納品すること。

コミュニティFM局等での放送用に、別途、CD-R(MP3形式)2枚とCD20枚を納品すること。

③ 配信

配信回数等は次の内容以上とすること。

媒体	内容
番組	<p>① 民放の広域放送局(1社以上)及び県域放送局(2社)において、それぞれ配信すること。</p> <p>② 配信内容は、高齢者やその家族等が多く視聴できるよう工夫すること。</p> <p>③ 配信回数、頻度、放送日及び時間帯は、委託者と協議して決定すること。</p>
CM	<p>① 民放の広域放送局(1社以上)及び県域放送局(2社)において、それぞれ配信すること。</p> <p>② 配信内容は、高齢者やその家族等が多く視聴できるよう工夫すること。</p> <p>③ 配信回数、頻度及び時間帯は、委託者と協議して決定すること。</p>

ウ 新聞広告

サイズ及び掲載回数等を次の内容以上とし、新聞広告を掲載すること。

① 県内全域で購読できる新聞社において、1社以上で掲載すること。

② PR記事、純広告を含めて1回以上とすること。

③ 掲載の内容、箇所、時期及び頻度については、委託者と協議して決定すること。

(2) PRキャンペーン等

県内の市町や家電量販店における街頭PRキャンペーン等について、委託者が設定し、受託者は、準備・運営(当日の会場設営等を含む)について協力すること。

① 実施回数は月1回以上とする。

② 当日の運営方法については、委託者と調整すること。

③ PRキャンペーンで用いる啓発資材の費用は、本事業に含めること。

④ キャンペーンで用いるポスター、チラシを作成すること。

なお、これらの専用資材のデザインは、委託者と協議して決定すること。

(3) コールセンターの設置・運営

自動録音機能付き電話機の機能と効果（県事業含む）に関する県民・市町職員等からの問い合わせ等に対応するためのコールセンターを設置し、運営すること。

- ① 電話回線は2回線とし、平日9時から17時まで開設すること。常時1人以上相談対応者を配置し、相談件数に応じて、委託者と協議して2名で相談対応を行うこと。
- ② 実施場所は、県が指定する場所（くらし安全課内を予定）で実施すること。
- ③ 受託者は、外部メールの送受信及びインターネット検索が可能なパソコンを相談対応者個々に用意すること。

6 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を委託者に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は委託者と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属し、委託者は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。

- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。

(9) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(10) その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県県民生活部くらし安全課と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県県民生活部くらし安全課に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑥ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。